

公益財団法人八幡育英会 資金運用管理規程

(目的)

第1条 公益財団法人八幡育英会(以下「本法人」という。)の資金運用は、定款の定めに基づき、この「資金運用管理規程」(以下「この規程」という。)によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、本法人の保有する財産のうち、不動産、無体財産権並びに寄付者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く本法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(資金運用の基本原則)

第3条 本法人の資金運用について、運用に関わる全ての役職員は、善良なる管理者の注意義務を負うとともに、本法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行し、資産価値の維持を図るとともに、適正な運用に努めなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は、下記の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 理事会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて、資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 前条に規定する資金の運用対象は、次のとおりとする。

(1) 株式

(2) 円建て預貯金

(3) 国債、地方債、政府保証債

- (4) 投資信託
- (5) オペレーティングリース
- (6) その他、安全かつ確実な金融商品

(運用対象の有価証券)

第6条 前条の有価証券の運用にあたっては、金融庁登録の信用格付業者による格付けを採用する。

2 格付けについては、原則として2つ以上の格付け業者により、発行体格付け基準の投資適格の内“A”以上の格付をされた有価証券を運用対象とする。

(資金運用の責任者)

第7条 資金運用の責任者は、代表理事とする。

2 代表理事は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
3 代表理事は資金運用執行責任者を監督し、適宜報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者)

第8条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事会の承認を受けなければならない。

2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
3 資金運用担当者は、第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について隨時資金運用執行責任者に報告しなければならない。

(運用状況の把握)

第9条 資金運用執行責任者は、少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過を観察し、状況の把握を行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価評価額
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(理事会及び評議員会への報告)

第10条 理事会は、資産・資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて資金運用執行責任者から報告を受けるものとする。

2 評議員会は、必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について資金運

用執行責任者から報告を受けるものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、公益財団法人としての登記の日から施行する。

※令和7年10月29日 変更（第5条・第6条）